

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤磐中央福祉会の定款第9条及び、第24条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(理事会等の報酬)

第2条 理事・監事及び評議員が、理事会及び評議員会に出席した場合は、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事の報酬は、1回につき10,000円とする。

3 評議員の報酬は、1回につき5,000円とする。

4 ただし、施設の職員である理事・評議員については、支給しない。

(監査等の報酬)

第3条 監事が毎会計年度等の監査を実施した時は、監査1回につき10,000円を報酬として支給する。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が、理事長業務を行ったときは1回につき5,000円を報酬として支給する。

(交通費)

第5条 赤磐市及び岡山市瀬戸町以外に居住する理事・監事・評議員については交通費を実費支給する。

(会計)

第6条 この規定に要する費用は、赤磐中央福祉会の本部会計より支給する。

(改廃の手続)

第7条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を得て行うこととする。

附 則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成19年5月1日より一部改正施行する。

この規程は平成29年4月1日より一部改正施行する。